

農地又は採草放牧地の権利移動についての許可基準(農地法第3条)

農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し若しくは移転する場合は、農業委員会の許可を受けなければならない。(法第3条第1項)

1 許可基準(法第3条第2項各号)

次のいずれかに該当する場合には許可をすることができない。

(1) 小作地等について、その小作農等以外の者が所有権を取得する場合(第1号)

【例外事項】

小作農等の同意書(許可申請前6箇月以内のものに限る。)がある場合(法第3条第2項第1号括弧書)

差押後に小作権が設定されたものにつき、その差押に係る競売等により所有権を取得する場合(同号括弧書)

(2) 権利を取得しようとする者又はその世帯員が取得後、耕作等の事業に供すべき農地のすべてについて耕作等を行うと認められない場合(第2号)

(3) 農業生産法人以外の法人が権利を取得する場合(第2号の2)

【例外事項】 主なもの

権利を取得しようとする法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合(令第1条の6第1項第1号)

地方公共団体が公用又は公共用に供すると認められる場合(同項第2号)

農業協同組合等が構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合(同項第3号)

非営利法人(学校法人、医療法人、社会福祉法人等)が業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合(同項第5号)

(4) 農業生産法人が所有権及び使用収益権以外の権利を取得しようとする場合(第2号の3)

(5) 特定法人が使用貸借による権利及び賃借権以外の権利を取得しようとする場合(第2号の4)

(6) 信託の引受により権利が取得される場合(第2号の4)

(7) 耕作等の事業の委託を受けることにより権利が取得される場合(第3号)

(8) 権利を取得しようとする者(農業生産法人を除く。)又はその世帯員が取得後において行う耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合(第4号)

【例外事項】

(3)の例外事項に該当する場合

(9) 権利を取得しようとする者又はその世帯員が取得後において耕作等の事業に供すべき農地等面積の合計が別表1に掲げる下限面積に達しない場合(第5号)

【例外事項】

耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われると認められる場合（令第1条の6第2項第1号）

農業委員会のあっせんに基づく交換で相手方が下限面積を満たす場合（同項第2号）

隣接する農地等を一体利用しなければ利用することが困難となる農地等につき所有権に基づき耕作等の事業に供している者が当該隣接農地等の所有権を取得する場合（同項第3号）

（3）の例外事項に該当する場合（同項第4号）

(10) 国から売渡された農地等で売渡後10年を経過しないものにつき地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利又は賃借権を設定する場合（第6号）

【例外事項】 主なもの

売渡を受けた者又はその世帯員の死亡等一時的に耕作できない特段の事情により一時貸付する場合（法第3条第2項第6号括弧書）

世帯員に貸付する場合（同号括弧書）

水田裏作目的に貸付する場合（同号括弧書）

(11) 小作地を転貸又は質入しようとする場合（第7号）

【例外事項】 主なもの

小作農又はその世帯員の死亡等一時的に耕作できない特段の事情により一時貸付する場合（法第3条第2項第7号括弧書）

世帯員に貸付する場合（同号括弧書）

水田裏作目的に貸付する場合（同号括弧書）

(12) 権利を取得しようとする者又はその世帯員の農業経営の状況、その住所地からその農地等までの距離等からみて効率的に利用して耕作等の事業を行うことができると認められない場合（第8号）

【例外事項】

(3)の例外事項、 、 に該当する場合

標準処理期間

30日

ただし、次の期間は標準処理期間に含まない。

ア 申請書類を補正するために要する期間

イ 申請者が申請内容を変更するために必要とする期間

ウ 行政庁の責めに帰さない事情により変動する期間（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び徳島市職員の勤務時間に関する条例に基づく勤務を要しない日）